【令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害関係】

（福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町）

住家の被害の拡大防止するための緊急の修理

（住宅の緊急の修理制度について）

（災害救助法）

概要

「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が大雨で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。

緊急の修理対象は、屋根や外壁等へのブルーシートの展張等が対象となります。

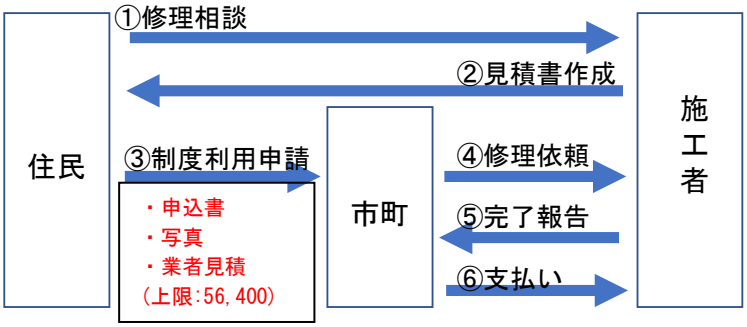

イメージ図　おおまかな修理（手続き）の流れ

★被害から修理 完了までの ポイント

- 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- 写真の撮影は必須です。（工事前、工事後）
- 対象は資材費及び修理に要する施工費等が対象です。※DIY やボランティアによるものは対象外です。
- 自治体等から無償で提供された資材を使用する場合、資材費は対象外です。

対象区域・対象者

対象区域：福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町

対象世帯：準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

1 世帯あたり 56,400 円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和 8 年 9 月 7 日（状況に応じ延長の場合あり）

※ 制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。

連絡先は県 HP をご確認ください。